

泉崎村農業委員会定例総会（５月）議事録

1 開催の日時及び場所

日 時：令和 7 年 5 月 1 5 日（木）午後 1 時 3 0 分から

場 所：泉崎村役場第 1 会議室

2 会議構成人員（12 名）

出席農業委員（8 名）

1 番	箭内	一美	委員
2 番	佐川	ヒロ子	委員
3 番	和泉	輝代	委員
4 番	大森	秀樹	委員
5 番	穂積	正徳	委員
6 番	菊地	信治	委員
7 番	大野	厚海	委員
8 番	有賀	路夫	委員

推進委員（4 名）

太田川	小針	喜美司	委員
踏 瀬	箭内	一二	委員
泉崎③	中野目	英宏	委員
瀬知房	鈴木	勝	委員

3 本日の提出議案

報告第 1 5 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書について

報告第 1 6 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書について

報告第 1 7 号 農地法第 3 条の規定による許可処分の取消願出書について

報告第 1 8 号 農地土盛届について

議案第 1 9 号 現況確認証明申請について

議案第 2 0 号 現況確認証明申請について

議案第 2 1 号 現況確認証明申請について

議案第 2 2 号 現況確認証明申請について

議案第 2 3 号 現況確認証明申請について

議案第 2 4 号 現況確認証明申請について

議案第 2 5 号 農地法第 4 条の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第 2 6 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第 2 7 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 2 8 号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について

- 議案第 29 号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について
議案第 30 号 農用地利用集積等促進計画の一部取り下げに係る意見について
議案第 31 号 泉崎村農業委員会規程の一部を改正する告示について
議案第 32 号 泉崎村農業委員会における農地法関係事務処理等基準について

4 議事録署名人

4 番 大森 秀樹 委員

5 番 穂積 正徳 委員

■開 会

(事務局)

定刻になりましたので、ただ今より 5 月定例総会を開催いたします。始めに会長より挨拶をお願いいたします。

■会長挨拶

(会長)

皆さん、こんにちは。

本日も、審議よろしくをお願いします。

(事務局)

ありがとうございました。

会期の決定及び議事録署名人の選任について、会長よりお願いいたします。

■会期の決定及び議事録署名人

(会長)

本総会の会期は、本日 1 日とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

(会長)

本日 1 日とすることに決しました。

議事録署名人は「4 番 大森秀樹委員」「5 番 穂積正徳委員」をお願いします。

(会長)

では、議事に入ります。「報告第15号から報告第16号 農地法第18条第6項の規定による通知書について」こちらは関連性がございますので、事務局より一括報告願います。

(事務局)

「報告第15号から報告第16号 農地法第18条第6項の規定による通知書について」議案書に従い朗読説明。

(会長)

ただ今、事務局より報告がありましたが何か質疑等ございますか。

(会長)

質疑がないものと認め、報告のとおりとします。

(会長)

続きまして、「報告第17号 農地法第3条の規定による許可処分の取消願出書について」事務局より報告願います。

(事務局)

「報告第17号 農地法第3条の規定による許可処分の取消願出書について」議案書に従い朗読説明。

(会長)

ただ今、事務局より報告がありましたが何か質疑等ございますか。

(会長)

質疑がないものと認め、報告のとおりとします。

(会長)

続きまして、「報告第18号 農地土盛届について」事務局より報告願います。

(事務局)

「報告第18号 農地土盛届について」議案書に従い朗読説明。

(会長)

ただ今、事務局より報告がありましたが何か質疑等ございますか。

(会長)

質疑がないものと認め、報告のとおりとします。

(会長)

続きまして、「議案第19号 現況確認証明申請について」事務局より説明願います。

(事務局)

「議案第19号 現況確認証明申請について」議案書に従い朗読説明。

(会長)

ただ今、事務局より説明がありましたが「議案第19号 現況確認証明申請について」地区推進委員 箭内一二委員より現地状況の意見をお願いします。

(箭内一二委員)

5月9日に事務局、有賀会長、箭内一美委員、私、申請者で現地確認しました。山林化しており、畑への復元は難しく、やむを得ないと思われま。

(会長)

推進委員の意見を踏まえ、担当農業委員 箭内一美委員の意見をお願いします。

(箭内一美委員)

5月9日に現地確認しました。周辺も遊休農地であり、山林化しています。進入路もなくなってしまい、周辺の状況からみても地目変更はやむを得ないと思われま。

(会長)

担当委員の「問題なし」との意見がございましたが、委員の皆さんの意見をお伺いします。

(会長)

では、お諮りいたします。「議案第19号 現況確認証明申請について」許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」とする声あり。)

(会長)

異議なしと認め、「議案第 19 号 現況確認証明申請について」許可することに決しました。

(会長)

続きまして、「議案第 20 号から議案第 24 号 現況確認証明申請について」こちらは関連性がございますので、一括にて事務局より説明願います。

(事務局)

「議案第 20 号から議案第 24 号 現況確認証明申請について」議案書に従い朗読説明。

(会長)

ただ今、事務局より説明がありましたが「議案第 20 号から議案第 24 号 現況確認証明申請について」地区推進委員 小針喜美司委員より現地状況の意見を願います。

(小針喜美司委員)

5 月 9 日、有賀会長、農業委員、推進委員、事務局、申請者で現地確認しました。現況、山林化しておりやむを得ないと思われます。

(会長)

推進委員の意見を踏まえ、担当農業委員 大森秀樹委員の意見を願います。

(大森秀樹委員)

5 月 9 日、有賀会長、私、小針委員、事務局、申請者で現地確認しました。杉が大きくなっていたり、原野化したりしておりました。周辺も同じような状況で、農地としては場所が悪くだんだん山林化してしまうと思われます。

(会長)

担当委員の「問題なし」との意見がございましたが、委員の皆さんの意見を伺います。

(会長)

では、お諮りいたします。「議案第20号から議案第24号 現況確認証明申請について」許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」とする声あり。)

(会長)

異議なしと認め、「議案第20号から議案第24号 現況確認証明申請について」許可することに決しました。

(会長)

続きまして、「議案第25号 農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更申請について」事務局より説明願います。

(事務局)

「議案第25号 農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更申請について」議案書に従い朗読説明。

(会長)

ただ今、事務局より説明がありましたが「議案第25号 農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更申請について」地区推進委員 中野目英宏委員より現地状況の意見を申し上げます。

(中野目英宏委員)

5月9日、会長、大野委員、私、事務局、申請者で現地確認しました。隣とはコンクリートで土留めしてあり大丈夫です。道路との境もきちんとしてあり、問題ないと思われます。

(会長)

推進委員の意見を踏まえ、農業委員 大野厚海委員の意見を申し上げます。

(大野厚海委員)

5月9日、会長、大野委員、私、事務局、申請者で現地確認しました。建物がコンテナに変更になるということで、高さや取水排水計画もなくなるということで問題ないと思われます。

(会長)

担当委員の「問題なし」との意見がございましたが、委員の皆さんの意見をお伺いします。

(会長)

では、お諮りいたします。「議案第25号 農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更申請について」承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」とする声あり。)

(会長)

異議なしと認め、「議案第25号 農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更申請について」承認することに決しました。

(会長)

続きまして、「議案第26号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について及び議案第27号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」こちらは関連性がございますので事務局より一括説明願います。

(事務局)

「議案第26号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」及び「議案第27号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」議案書に従い朗読説明。

(会長)

ただ今、事務局より説明がありましたが「議案第26号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」及び「議案第27号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」地区推進委員 鈴木勝委員より現地状況の意見をお願いします。

(鈴木勝委員)

5月9日事務局、農業委員、私、申請者で現地確認しました。過去に申請し許可されていた土地で、問題ないと思います。

(会長)

推進委員の意見を踏まえ、担当農業委員が所用のため現地確認に出席できなかった

ため代理として出席しました農業委員 穂積正徳委員の意見ををお願いします。

(穂積正徳委員)

5月9日事務局、農業委員、私、申請者で現地確認しました。境界もきちんとしていました。問題ないと思われます。

(会長)

担当委員の「問題なし」との意見がございましたが、委員の皆さんの意見をお伺いします。

(会長)

では、お諮りいたします。「議案第26号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」承認相当とし、「議案第27号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」許可相当とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」とする声あり。)

(会長)

異議なしと認め、「議案第26号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」承認相当とし、「議案第27号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」許可相当とすることに決しました。

(会長)

続きまして、「議案第28号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について」事務局より説明願います。

(事務局)

「議案第28号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について」議案書に従い朗読説明。

(会長)

ただ今、事務局より説明がありましたが何か質疑等ございますか。

(会長)

質疑がないようなので決裁をとります。

「議案第28号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について」意見書(案)の

とおり回答することにご異議ございませんか。

(会長)

異議なしと認め、「議案第 28 号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について」原案のとおり回答することに決しました。

(会長)

続きまして、「議案第 29 号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について」事務局より説明願います。

(事務局)

「議案第 29 号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について」議案書に従い朗読説明。

(会長)

ただ今、事務局より説明がありましたが何か質疑等ございますか。

(会長)

質疑がないようなので決裁をとります。

「議案第 29 号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について」意見書（案）のとおり回答することにご異議ございませんか。

(会長)

異議なしと認め、「議案第 29 号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について」原案のとおり回答することに決しました。

(会長)

続きまして、「議案第 30 号 農用地利用集積等促進計画の一部取り下げに係る意見について」事務局より説明願います。

(事務局)

「議案第 30 号 農用地利用集積等促進計画の一部取り下げに係る意見について」議案書に従い朗読説明。

(会長)

ただ今、事務局より説明がありましたが何か質疑等ございますか。

(会長)

質疑がないようなので決裁をとります。

「議案第 30 号 農用地利用集積等促進計画の一部取り下げに係る意見について」意見書（案）のとおり回答することにご異議ございませんか。

(会長)

異議なしと認め、「議案第 30 号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について」原案のとおり回答することに決しました。

(会長)

続きまして、「議案第 31 号 泉崎村農業委員会規定の一部を改正する告示について」事務局より説明願います。

(事務局)

「議案第 31 号 泉崎村農業委員会規定の一部を改正する告示について」議案書に従い朗読説明。

(会長)

ただ今、事務局より説明がありましたが何か質疑等ございますか。

(会長)

質疑がないようなので決裁をとります。

「議案第 31 号 泉崎村農業委員会規定の一部を改正する告示について」原案のとおり定めることにご異議ございませんか。

(会長)

異議なしと認め、「議案第 31 号 泉崎村農業委員会規定の一部を改正する告示について」原案のとおり定めることに決しました。

(会長)

続きまして、「議案第 32 号 農業委員会における農地法関係事務処理等基準について」事務局より説明願います。

(事務局)

「議案第 32 号 農業委員会における農地法関係事務処理等基準について」議案書に従い朗読説明。

(会長)

ただ今、事務局より説明がありましたが何か質疑等ございますか。

(会長)

質疑がないようなので決裁をとります。

「議案第 3 2 号 農業委員会における農地法関係事務処理等基準について」原案のとおり定めることにご異議ございませんか。

(会長)

異議なしと認め、「議案第 3 2 号 農業委員会における農地法関係事務処理等基準について」原案のとおり定めることに決しました。

(午後：3 時 3 分)

■その他

(会長)

以上で本日の案件は終了しますが、その他、事務局から何かございますか。

(事務局)

農地と山林の相互交換について

■次回定例総会の日程について

(会長)

以上を持ちまして、本総会の日程が終了しました。

次回の定例総会について、令和 7 年 6 月 1 6 日（月）にすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」とする声あり)

■閉 会

(会長)

以上をもちまして泉崎村 5 月定例農業委員会総会を閉会といたします。お疲れ様でした。

(午後：3 時 7 分)